

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																																												
<p>(前 略)</p> <p>第 2 条 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき任期を定める教員は、別表第 1 に掲げる教育研究組織の職に雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>4 法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき任期を定める教員は、別表第 3 に掲げる教育研究組織の計画に従事する職に雇用されるものとし、当該教員の任期及び再任の可否はそれぞれ同表に定めるとおりとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成 1 6 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に任用される者（平成 1 5 年 1 2 月 3 1 日以前に任期を付与することを明示せずに公募を行った教官人事に係る者及び化学研究所の教官で同一の職に任用される者を除く。）について適用する。</p> <p>2 この規程の施行後に任用される化学研究所附属元素科学国際研究センター及びバイオインフォマティクスセンターの教官のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が、元素科学国際研究センターにあっては平成 2 5 年 4 月 1 日以後となる者、バイオインフォマティクスセンターにあっては平成 2 3 年 4 月 1 日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を、元素科学国際研究センターにあっては平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで、バイオインフォマティクスセンターにあっては平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p>別表第 1 (法第 4 条第 1 項第 1 号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任 期</th> <th>再任の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">化学研究所</td> <td rowspan="3">全研究系 全附属研究 施設</td> <td>教授</td> <td>1 0 年</td> <td>可</td> <td rowspan="3">ただ し、1 回限り</td> </tr> <tr> <td>助教授</td> <td>7 年</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>講師 助手</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (略)</p>	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考			(略)				化学研究所	全研究系 全附属研究 施設	教授	1 0 年	可	ただ し、1 回限り	助教授	7 年	可	講師 助手					(略)				<p>第 2 条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 1 6 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に任用される者（平成 1 5 年 1 2 月 3 1 日以前に任期を付与することを明示せずに公募を行った教官人事に係る者及び化学研究所の教官で同一の職に任用される者を除く。）について適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 1 (法第 4 条第 1 項第 1 号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任 期</th> <th>再任の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大学院 公共政策 策連携 研究部</td> <td>公共政策第 二講座</td> <td>教授 助教授 講師</td> <td>3 年</td> <td>可</td> <td>ただ し、2 回限り</td> </tr> <tr> <td>化学研 究所</td> <td>全研究系 全附属研究 施設</td> <td>教授 助教授 講師 助手</td> <td>1 0 年 7 年</td> <td>可 可</td> <td>ただ し、1 回限り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (同 左)</p>	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考			(同 左)				大学院 公共政策 策連携 研究部	公共政策第 二講座	教授 助教授 講師	3 年	可	ただ し、2 回限り	化学研 究所	全研究系 全附属研究 施設	教授 助教授 講師 助手	1 0 年 7 年	可 可	ただ し、1 回限り			(同 左)			
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考																																																								
		(略)																																																											
化学研究所	全研究系 全附属研究 施設	教授	1 0 年	可	ただ し、1 回限り																																																								
		助教授	7 年	可																																																									
		講師 助手																																																											
		(略)																																																											
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任 期	再任の可否	備考																																																								
		(同 左)																																																											
大学院 公共政策 策連携 研究部	公共政策第 二講座	教授 助教授 講師	3 年	可	ただ し、2 回限り																																																								
化学研 究所	全研究系 全附属研究 施設	教授 助教授 講師 助手	1 0 年 7 年	可 可	ただ し、1 回限り																																																								
		(同 左)																																																											

改正前							改正後						
別表第3 (法第4条第1項第3号関係)							別表第3 (法第4条第1項第3号関係)						
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
大学院文学研究科			(略)				大学院文学研究科			(同左)			
大学院経済学研究科	プロジェクトセンター	産業・経営政策研究プロジェクト	教授 助教授 講師	2年	否		大学院経済学研究科	プロジェクトセンター	産業・経営政策研究プロジェクト	教授 助教授 講師	2年 ただし、再任の場合 は1年	可 ただし、 <u>1回</u> 限り	
			(略)							(同左)			
別紙様式 (略)							別紙様式 (同左)						